

関係各課意見記入票

高槻市都市創造部審査指導課

※建築確認申請及び指定確認検査機関へ経由するには、関係各課への下見が必要です。

関係各課の下見が済みましたら、下記欄に経由印を押印してもらってください。

(注意) 申請の内容によっては、下記以外の関係各課に下見の経由をしていただく場合があります。

建築主名

①審査指導課（6F） ※全ての申請に必要	②審査指導課（6F） ※1 宅地造成等工事規制区域内のもの（全ての申請に必要） ※2 都市計画法第29条の許可を受けたもの（宅地分譲除く） ※3 市街化調整区域内のもの
開発調整チーム <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">条例協議 有・無 <番号></div>	開発審査チーム ※2の場合は①の前に経由してください。
③下水河川企画課（7F） ※全ての申請に必要 ※確約書を持参してください。	④文化財課（総合センター8F） ※埋蔵文化財の遺跡所在地に該当するもの
⑤都市づくり推進課（6F） ※直近に都市計画道路がある、用途地域が確定できない等 高槻市景観対象：建築物 高さ15m超又は建築面積1,000㎡超 工作物 高さ10m超又は建築面積2,000㎡超 立地適正化計画に基づく届出対象（居住誘導区域外、都市機能誘導区域外）	⑥管理課（5F） ※法令の許可等がない寄付道路等
⑦農林緑政課（総合センター9F） ※近郊緑地保全区域内、風致地区内のもの	⑧保育幼稚園指導課（総合センター7F） ※私立保育所の場合
⑨道路課（5F） ※道路事業実施中路線に接する敷地	⑩私学・大学課（大阪府咲洲庁舎） ※私立学校・幼稚園の場合。（学校法人の確認）
⑪管路整備課（水道部） ※給水詳細協議が必要なもの	⑫清掃業務課（エネルギーセンター） ※既設の浄化槽のメンテナンス状態を確認する場合。 浄化槽の確認には、住居表示、施主名および管理者名が必要となります。
公園課（5F） ※緩和を適用する市管理公園等	アセットマネジメント推進室（5F） ※市所有地での建築確認（公園内の集会所等）